

2026年1月30日

金融庁企画市場局総務課保険企画室 御中

一般社団法人全国銀行協会

令和7年保険業法改正に係る内閣府令（案）等に対する意見について

2025年12月17日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以上

令和7年保険業法改正に係る内閣府令（案）等に対する意見について

#	別紙番号	該当箇所	意見等
1	別紙1	第215条の4	銀行等の金融機関にとっては、（特定大規模乗合生命保険募集人の業務運営に関する措置）について、保険業法施行規則第212条により弊害防止措置が課されており、特に「保険募集指針の策定・公表・実施」「法令等遵守責任者等の配置」は重複している。そのうえで、銀行等の金融機関が対象となることの背景・理由、要件差分をご教示いただきたい。
2	別紙1	第215条の4	銀行窓販においては、すでに保険業法施行規則第234条1項19号で法令等遵守責任者および統括責任者の設置を求められている。今般の特定大規模乗合生命保険募集人に求める法令等遵守責任者および統括責任者は、既存の銀行窓販規制上の責任者と兼任させてよいか。
3	別紙1	第215条の4	銀行は、銀行法第12条の3等の規定に基づいて苦情処置措置および紛争解決措置を講じている。銀行が特定大規模乗合保険募集人に該当した場合であっても、銀行法第12条の3等の規定に基づいて講じている苦情処置措置および紛争解決措置に加えて、同条項に基づく措置を講じる必要はないとの理解でよいか。
4	別紙1	第215条の4	保険募集行為について、統括責任者については、保険募集に現に従事していないことが要件となっているが、法令等遵守責任者の要件にはなっていない。法令等遵守責任者が保険募集行為を行うことは禁止されていないという理解でよいか。

以上